

裁判員センターの研究報告



全体会での研究報告

裁判員センターでは、今後の弁護活動に活かすため、全体会において、委員の担当した事件で得た知見や問題意識を共有しています。前回に引き続いだ、裁判員センターの全体会で行われた研究報告の一部をご紹介します。



区分審理制度の実践報告

東 正悟 Higashi shogo (70期)

1. 区分審理制度の概要

区分審理制度とは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」といいます。）71条1項に規定される制度で、裁判員裁判対象事件（以下「対象事件」といいます。）と併合された事件について、一括してまとめて審理を行うのではなく、事件を複数に区分して、順次審理を行う制度です。裁判所は、「（併合事件を）一括して審判することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円

滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるとき」は、「犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときその他相当でないと認められるとき」を除き、検察官、被告人若しくは弁護人の請求又は職権で区分審理決定を行うことができると規定されています。なお、裁判所が区分審理を行う旨の決定（以下「区分審理決定」といいます。）又は区分審理の請求を却下する決定をする場合には、あらかじめ当事者の意見を聞くことが必要です（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則〔以下「規則」といいます。〕53条）。

法71条1項の文言からも窺えるとおり、区分審理制度は、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、その審理が長期に及ぶ場合等について、裁判員の負担が著しく大きなものとならないようになつて、犯罪の証明に支障を生じ、又は、被告人の防御に不利益を生じることなく、適正な裁判を実現することを企図して創設された制度です（大西直樹「裁判員裁判における区分審理制度—制度の概要と実務における活用の可能性について」・慶應法学第22号・29頁）。

最後の事件以外の事件（以下「区分事件」といいます。）に対象事件が含まれる場合には当該区分事件について裁判員裁判が開かれ、全て裁判員

裁判非対象事件（以下「非対象事件」といいます。）である場合には裁判官のみで審理を行うことが可能です（法74条）。区分審理決定や区分審理の順序、区分審理を行う裁判体の構成の決定等は公判前整理手続及び期日間整理手続においても行うことができます（法75条）。

区分事件を取り扱う裁判体は、有罪か無罪かのみを審理し判決を言い渡し（区分事件に対する判決を「部分判決」といいます。）、最後の事件を担当する裁判体が、区分事件の公判手続を更新して必要な証拠調べを行い（法87条）、量刑を含めた最終的な判決を言い渡す（併合事件全体に対して行われる裁判を「併合事件審判」といいます。）という流れで進行します。

部分判決には有罪・無罪の判断のほか、「犯行の動機、態様及び結果その他の罪となるべき事実に関する情状に関する事実」についても記載することができます（法78条3項1号）。そのため、区分審理の過程では、犯罪の成立・不成立を基礎づける事実のほかに犯情にかかる事実の主張、立証が行われることが想定されているのは通常の裁判と同じです。区分審理の最後に、論告や弁論、被告人の意見陳述の機会が与えられていることも同様です（法77条）。一方で、一般情状立証については、区分審理において行うこと自体が禁じられているわけではないと思われるものの（前掲大西・33頁・注11）、当該区分事件のみにかかる事実関係でない場合が多く、また、犯情にかかる立証を全て終えた後にまとめて行うのが一般的であることを考慮すると、区分審理においてこれを行うべきケースはある程度限定的なように思われます（なお、田口直樹、岩崎邦生・「併合事件における審理計画・審理の在り方（1）客観的併合」・判例タイムズ1408号・17頁は、被害弁償等、区分事件に固有のものであり、部分判決に記載しても併合事件審判の裁判員にとって理解が容易な事項については区分事件審判で行うことが相当といえる場合が多いと述べています。）。

併合事件審判を行う裁判体は、併合事件審判を

するのに必要な範囲で公判手続を更新するものの（法87条）、原則として部分判決で示された事項に拘束され、基本的には当該部分判決の認定を前提とした量刑判断を行います。もっとも、区分事件の審理手続や部分判決に重大な瑕疵がある場合等には、必要な範囲で公判手続を更新して証拠を取り調べ、当該部分判決によらずに区分事件の審理をしなければならないと解されています（法86条2項、3項。最判平成27年3月10日刑集69巻2号219頁）。

2. 区分審理制度の運用上の論点

（1）区分審理制度を利用すべきか

区分審理を求めるべきか（反対すべきか）否かの方針を決定するにあたっては、①裁判員の負担の程度、②被告人の防御への支障の有無・程度、③立証への支障の有無・程度を中心に、区分審理決定を行うことの相当性の有無を検討する必要があります（法71条1項）。

ここにいう①裁判員の負担とは、審理が長期化することにより生じる肉体的負担のほか、多数の証拠をみた結果、逆に全体像の把握が困難となったり、各証拠の位置付けについて混乱したりしてしまうこと等により生じる精神的負担も含まれます。事件数の多寡、事案の内容（複雑さ）、自白事件・否認事件の別、証拠の種類・数・内容（刺激証拠の有無等）、各事件の関連性の有無・程度等の要素を考慮することが求められます（前掲大西・39頁）。的確な全体像の把握が困難になることや、無用に刺激的な証拠に触れることは、被告人に対する不当に不利益な心証につながるリスクもあるように思います。

②被告人の防御への支障をきたす例としては、任意性や責任能力を争っている場合など、同時に審理しなければ統一的かつ矛盾のない判断をすることが困難な場合が例として挙げられることが多いですが（前掲大西・41頁、鈴木一義「刑事判例研究（1）区分審理制度は憲法三七条一項に違

反しないとされた事例」・法学新報122巻5-6号・90頁)、後述のとおり、区分事件の判断に必要な証拠は更新されず、最終的に併合事件審判を担う裁判員の目に届かない可能性が高いことが、被告人の防御にとって不利に働く可能性もあるように思われます。かかる観点からは、(区分審理決定がなされれば) 区分事件となる事件の証拠に、裁判員にこそみてほしい証拠がある場合に、区分審理に反対することが考えられます。

③立証への支障が大きいとして一般に区分審理を行うのが不相当なケースとしては、併合事件が相互に関連しており一括して審理しなくては適正な事実認定に困難が想定される場合や、重要証拠や背景事情が共通する、証拠が相互に補強し合うなどするため事件を一括して審理しなければ統一的かつ矛盾のない判断に困難が想定される場合等が挙げられています(前掲最判・大谷剛彦補足意見、前掲鈴木・85頁)。

また、立証方法がかなり重複しており区分して審理すれば著しく訴訟経済に反する場合も相当性を欠くとされています(前掲大西・42頁、前掲鈴木・90頁)。

以上の要素を踏まえ、区分審理決定を活用すべき場合あるいは区分審理決定の活用を検討しうる場合として、(i) 複数の対象事件が相互に独立しており各審理に相当期間を要する場合、(ii) 非対象事件の事実に争いがあり多数の証拠調べが必要となる場合、(iii) 事件数が多数である場合、(iv) 対象事件が1件であるのに非対象事件の数が多い、又は非対象事件の否認事件が多い等により非対象事件の審理に相当の時間を要することが見込まれる場合、(v) 対象事件の追起訴が確実に見込まれ併合審理を行うことが望ましいが裁判員の負担が過重になる場合等が挙げられています(前掲鈴木・90頁、前掲田口、岩崎・10頁)。

効率的な審理は被告人の利益にも資するものですが、区分審理制度を利用することにより被告人の防御権が害されたり、被告人や弁護人が裁判員に対し伝えたい主張が伝わらなくなったりするの

では本末転倒です。弁護人としては、検察官等から前記のような立証への支障、不相当性があるとの主張がなされうることを想定した上で、自ら区分審理を行うよう請求すべきか、検察官による請求あるいは裁判所による職権発動の意向に対し、どのような意見を出すべきか検討する必要があります。

なお、法71条1項は、前記考慮要素を踏まえ、「特に必要があると認められるとき」にのみ区分審理決定することができると規定していることから窺えるとおり、区分審理はあくまで例外的な制度として位置づけられており、そもそも区分審理決定を求める請求が認められるには一定のハードルがあることにも留意が必要です。

(2) 更新されるべき証拠

公判手続の更新は、「併合事件審判をするのに必要な範囲で」行うこととなります。更新し取り調べる証拠の範囲は、訴訟関係人の意見を聴いた上で、職権で決定することとされています(規則60条2号)。

併合事件審判は部分判決の認定に拘束されるのが原則であり、また、併合事件審判を担当する裁判員が区分事件の証拠をみることで部分判決の拘束力と矛盾する心証をもつことは望ましくないと考えられていること等の事情を踏まえれば、専ら区分事件の有罪・無罪の判断のみに関する証拠や、部分判決に記載された事項に関する証拠は原則として更新されるべきでないと解されています(上富敏伸「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の解説(4)」・法曹時報61巻1号119頁、前掲田口、岩崎・18頁)。

もっとも、裁判員が的確に区分事件の全体像を把握し、量刑判断を行うために必要な証拠については更新されるべきですから、弁護人としては、前記のように原則として更新されるべきでない証拠にあたる場合であっても、かかる観点から取り調べることが必要と考える証拠については更新して取り調べるべき旨の意見を述べることが求めら

れます。従前の証拠を更新するのが適切でない場合については、その内容を必要な範囲でまとめた合意書面等を作成し、新たに取調べ請求することも考えられます。

(3) 更新された証拠の取調べの方法

更新された証拠を取り調べる方法について規則60条3号は、「書面又は物を取り調べる場合において訴訟関係人が同意したときは、その全部若しくは一部を朗読し又は示すことに代えて、相当と認める方法でこれを取り調べることができる」と規定し、更新された証拠の取調べの方法に一定の柔軟性を認めています。更新される証拠は、裁判員が有罪・無罪の判断をする事件とは別の事件にかかる証拠であることも踏まえ、裁判員が見て聞いて分かりやすい取調べの方法を提案することが望ましいです。

3. 区分審理を行った事例

最後に、実際に区分審理を行った最近の事例について簡単にご紹介します。

3名の被告人が共謀して行った対象事件に、それぞれ個別に、又はその一部の被告人同士が共謀して行った別の事件が複数件併合された事案です。非対象事件のうち、対象事件と手口を共通にする事件については対象事件と共に審理することとし、それ以外の非対象事件を区分審理することとなりました。弁護人としては、非対象事件の数が相当数あったことに加え、区分事件についての主張や証拠を裁判員が直接見聞きすることが裁判員に対し混乱を生じさせ、被告人に対する不当に不利益な心証を生じさせる可能性を懸念して、区分審理を行うことを求めました。

全て短期間の間に行われた犯行であったため、経緯や動機の立証の際、非対象事件の存在や概要を被告人に語ってもらう場面もありましたが、ごく概略的なことのみを語ってもらうことで対処し、この対応による裁判員の混乱も特段みられな

かったようでした。仮に経緯・動機等に連続性がみられる事案であっても、立証の内容を工夫することで区分審理制度を活用することは十分に可能であると実感することのできた事案でした。



黙秘権行使する ケースにおける 取調べ阻止に向けた弁護実践

宮村 啓太 Miyamura Keita (55期)

起訴前段階で被疑者に黙秘権行使の助言をするケースにおいては、被疑者に取調べでの忍耐を強いるのではなく、被疑者が取調べを受けずに済むことを目指す弁護活動が広まりつつあります。

全体会では、被疑者の黙秘権行使の意思を明確にする書面を作成し、それを添付して、取調べをするべきではない旨を捜査機関及び留置管理担当部署に通知したことで、勾留決定から勾留満期に至るまで全く取調べが行われなかった複数のケースを報告しました。勾留期間の延長請求があったときは、裁判官に「黙秘権行使しているのだから『被疑者取調べ未了』という理由で勾留期間を延長することは許されない」と意見を述べます。その後も、同様の実践により取調べが行われなかった例が次々と報告されています。

具体的な実践にあたっては、取調べ拒否権を実現する会のウェブサイトで公表されている書式例(<https://rais2024.jp/manual>)が参考になります。

NF

